

令和6年度
「ひょうご保育料軽減事業」申請事務の手引き
(認可外の事業所内保育施設)



兵庫県福祉部 こども政策課

目次

1 事業の概要	1
2 対象施設での事務手続	6
3 市町民税所得割額の確認方法	11
・ 市民税(町民税)・県民税 特別徴収税額決定・変更通知書の確認フロー	12
・ 市民税(町民税)・県民税 納税通知書(課税明細書)の確認フロー	13
・ 課税証明書(神戸市などの政令指定都市)の確認フロー	15
・ 課税証明書(神戸市などの政令指定都市以外)の確認フロー	16
4 対象確認フロー	18
5 申請書等記入例	
・ 「ひょうご保育料軽減事業」保育料軽減申請書(保護者から園への申請書)	19
・ 保護者添付書類(税額控除に関する申立書、兄弟に関する申立書)	21
・ 「ひょうご保育料軽減事業」保育料軽減申請書(施設担当者記入欄)	23
・ 補助金交付申請書	
①基本情報シート	26
②(A-3)補助金交付申請書(様式第1号) ③収支予算書(別記)	27
④(A-4)補助金所要額一覧表(別紙2-2)	29
⑤(A-4)補助金所要額明細書(別紙3-4、3-5、3-6)	30
⑥(A-5-2)補助金請求書添付書類	31
⑦(A-5-3)委任状	32
⑧(A-6)誓約書(様式1号の2)	33
⑨債権者登録書	34
6 申請書提出チェック表	35
7 よくある質問	36
8 問い合わせ先	36
9 申請書等ダウンロード	36

1 事業の概要

「ひょうご保育料軽減事業」は、子育てにかかる経済的負担感の軽減を図るため、保護者が負担する保育料の一部を兵庫県が補助する制度です。

この事業を利用して保護者の保育料を軽減した保育施設に対して、県が補助を行います。

(1) 対象施設

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第12項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第35条第4項の認可を受けていない施設のうち、県、政令市及び中核市に同法第59条の2に基づく届出を行っている施設。

※企業主導型保育施設も対象になります。

※子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第43条第1項の確認を受けた施設を除きます。

(2) 補助対象期間

令和6年4月から令和7年3月までの間で対象施設を利用した期間

(3) 補助方法

対象施設が保護者から徴収する保育料を軽減する場合、対象施設に対してその軽減額を県が補助します。



(4) 対象者

ア 対象となる子ども

兵庫県内に居住し、(1)の対象施設を、(2)の対象期間に利用する(利用した)子どもで、令和6年4月1日時点で2歳以下(令和3年4月2日以降の生まれ)の子ども

【対象外の子ども】

- ・ 住民税非課税世帯の子ども(幼児教育・保育無償化の対象のため)
※令和6年10月以降に無償化対象外となった施設を利用している住民税非課税世帯の0～2歳児は、令和6年10月以降利用分は対象
- ・ 一時的に対象施設を利用する場合や、認可保育所等と併用している場合
- ・ 県外からの通園児(兵庫県内に居住していない子ども)

無償化対象施設について

令和6年10月以降、認可外保育施設(企業主導型保育事業を除く)が、幼児教育・保育の無償化対象施設となるためには、

- ①国が定める基準を満たし、「指導監督基準を満たす旨の証明書」の交付を受け
- ②所在する市町から、「無償化対象施設であることの確認」を受ける必要があります。

イ 世帯の所得要件

保護者の市民税または町民税所得割額を合算した額が、次の表の額未満の世帯が対象です。

なお、住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)、寄附金税額控除(ふるさと納税)などの税額控除を受けている場合は、「所得割額+税額控除額(調整控除、定額減税は除く)」により算出した額で判定します。

対象施設を利用している子ども	右記以外の世帯	ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯
第1子	57,700 円未満	77,101 円未満
第2子以降	155,500 円未満	169,000 円未満

※ 令和6年4月～8月利用分は令和5年度、令和6年9月～令和7年3月利用分は令和6年度の所得割額で判定します。

※ 令和5年度の世帯合計の市町民税所得割額が上記の額を超えている、または非課税の場合、令和6年4月～8月利用分は対象外になります。

同様に、令和6年度の世帯合計の市町民税所得割額が上記の額を超えている、または非課税の場合、令和6年9月～令和7年3月利用分は対象外です。(非課税世帯で令和6年10月以降に無償化対象外となった施設を利用している場合は対象)

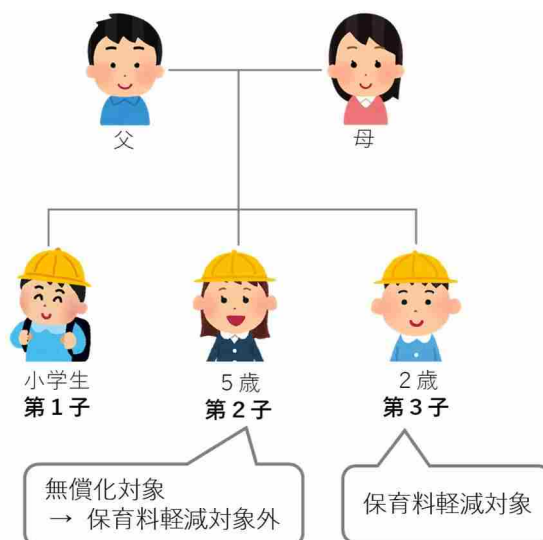
<利用月数と所得制限の対応期間>

利用月	R6.4	R6.5	R6.6	R6.7	R6.8	R6.9	R6.10	R6.11	R6.12	R7.1	R7.2	R7.3
所得制限	R5年度 市民税・町民税所得割額 (R4年の所得に課税された住民税)					R6年度 市町民税・町民税所得割額 (R5年の所得に課税された住民税)						

<第1子・第2子…の数え方>

「子ども」とは、保護者と生計を一にする子ども(①保護者に監護される者(未成年)、②保護者に監護されていた者(①が成年に達した場合)、③保護者またはその配偶者の直系卑属(①②を除く))です。年長の子どもから順に、第1子、第2子…と数えます。

【例】



(5) 保育料軽減可能額(保護者への補助額)

1月あたりの保育料軽減可能額 × 在園月数

ア 保育料の範囲

保育料は、原則、月単位で定められたものとします。一時的に徴収される経費は対象外です。

【対象外の例】

- ・ 入園料、施設費など、入園時に一括して求めている負担金
- ・ 延長保育、一時保育料等、通常の保育以外の施設利用料
- ・ 子育て応援事業の利用料など、在園児以外を対象とした事業の利用料
- ・ 寄附金、協力金など保護者の任意によるもの
- ・ 行事等の臨時的な納付金

イ 1月あたりの保育料軽減可能額の算定方法

下記の①～③を比較し、最も低い額を1月あたりの保育料軽減可能額とします。

- ①月額保育料－5,000円
- ②補助上限額(第1子:10,000円、第2子以降:15,000円)
- ③月額保育料×1/2

※ 計算の結果、1月あたりの軽減可能額に100円未満の端数が出た場合は、端数を切り捨てます。

※ 月額保育料が5,000円以下の場合は対象外です。

ウ 在園月数

令和6年4月から令和7年3月までの間に、(1)の対象施設に在園する期間が補助対象です。なお、年度途中の入園の場合は保育料の徴収開始月から、途中退園の場合は退園する月までが対象になります。

【保育料軽減可能額の算定例】

例1: 第3子、4月入園(退園予定無し)、月額保育料 24,000円

<算定>

- ①月額保育料－5,000円 … 19,000円
- ②補助基準額 … 15,000円(第3子)
- ③月額保育料×1/2 … 12,000円

⇒ ①～③を比較し、最も低い③12,000円が1月あたりの軽減可能額

⇒ 12,000円×12か月(在園予定月数) = 144,000円

例2: 第1子、7月中旬に入園(退園予定無し)、
月額保育料 24,000 円、7月は日割りで 8,000 円

<算定>

7月の保育料

- ①月額保育料－5,000 円 … 3,000 円
 - ②補助基準額 … 10,000 円(第1子)
 - ③月額保育料×1/2 … 4,000 円
- ⇒ ①～③を比較し、最も低い①3,000 円が7月分の軽減可能額

8月以降の保育料

- ①月額保育料－5,000 円 … 19,000 円
 - ②補助基準額 … 10,000 円(第1子)
 - ③月額保育料×1/2 … 12,000 円
- ⇒ ①～③を比較し、最も低い②10,000 円が8月以降の1月あたりの軽減可能額
- ⇒ (7月)3,000 円+(8～3月)10,000 円×8 か月(在園予定月数) = 83,000 円

工 保育料を日額または時間単位等で定めている場合の取り扱い

原則は、月額保育料を対象にしていますが、長期間の利用契約を結んでいる、保護者の出勤日に必ず利用しているなど、継続的に利用されていると認められる場合は、対象になります。

なお、一時的な利用や、他の保育所等と併用し、土日や夜間のみ利用しているような場合は対象になりません。

<計算方法>

利用実績のうち、最も低い保育料から1月あたりの軽減可能額を算出し、それに在園月数をかけた額を年間の軽減可能額とします。

【保育料軽減可能額の算定例】

例3: 第2子、4月入園(退園予定無し)、保育料1,000 円/日

月	保育料(円)
4月	16,000
5月	16,000
6月	17,000
7月	16,000
8月	15,000
9月	16,000
10月	16,000
11月	16,000
12月	16,000
1月	15,000
2月	14,000
3月	17,000

交付申請

4～10月の実績のうち
もっとも低い保育料は8月:15,000 円
<算定>①10,000 円 ②15,000 円 ③7,500 円
⇒最も低い③7,500 円が軽減可能額
⇒7,500 円×12 か月(在園予定月数) = 90,000 円

実績報告(最も低い保育料が変わったときは減額)

4～3月の実績のうち
もっとも低い保育料は2月:14,000 円
<算定>①9,000 円 ②15,000 円 ③7,000 円
⇒最も低い③7,000 円が軽減可能額
⇒7,000 円×12 か月(在園予定月数) = 84,000 円

例4： 4月中旬入園(退園予定無し)、保育料1,000 円／日

⇒ 月途中の入園のため、入園月が他の月より保育料が低い場合は、入園月とその他の月を分けて算出します。

月	保育料(円)
4月	8,000
5月	16,000
6月	17,000
7月	16,000
8月	15,000
9月	16,000
10月	16,000
11月	16,000
12月	16,000
1月	15,000
2月	14,000
3月	17,000

交付申請

- ・4月：8,000 円 ⇒ 軽減可能額 3,000 円×1 か月
- ・5～10月の実績のうち
もっとも低い保育料は 8月：15,000 円
⇒ 軽減可能額 7,500 円×11 か月(3月まで見込)
- ・年額 3,000+82,500=85,500 円

実績報告(最も低い保育料が変わったときは減額)

- ・4月：8,000 円 ⇒ 軽減可能額 3,000 円×1 か月
- ・5～3月の実績のうち
もっとも低い保育料は 2月：14,000 円
⇒ 軽減可能額 7,000 円×11 か月
- ・年額 3,000+77,000=80,000 円

例5： 4月～7月は週3日勤務で保育所を利用、8月以降は週4日勤務で利用
保育料1,000 円／日

⇒ 年度途中で勤務日数が増えるなどして利用日数が変わり、保育料が大きく変わる場合は、出勤日数の変更により利用契約を変更したと見なし、変更前・変更後を分けて算出します。

月	保育料(円)	備考
4月	12,000	週3日 勤務
5月	12,000	
6月	13,000	
7月	13,000	
8月	15,000	週4日 勤務
9月	16,000	
10月	16,000	
11月	16,000	
12月	16,000	
1月	15,000	
2月	14,000	
3月	17,000	

交付申請

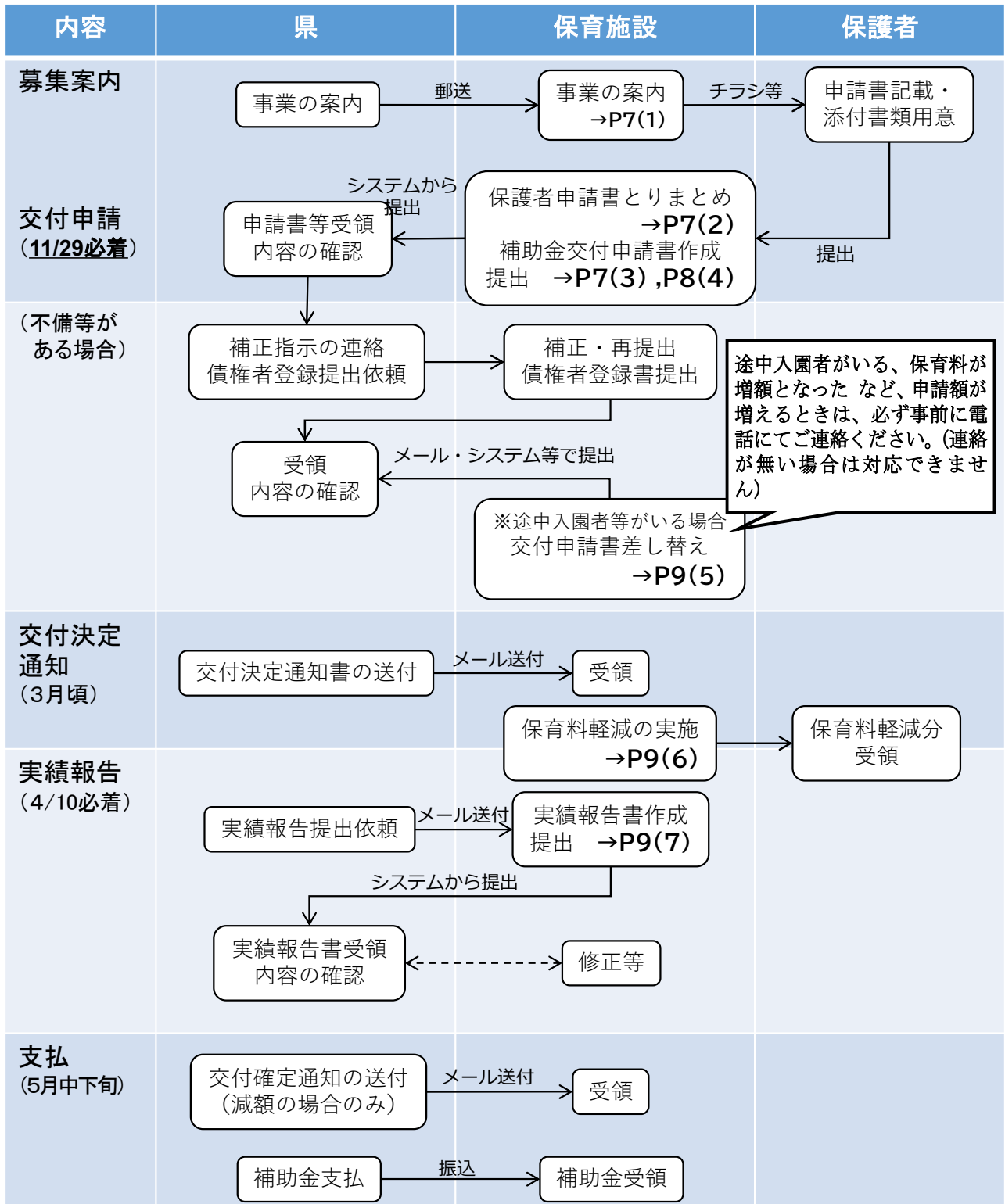
- ・4～7月の実績のうち、
最も低い保育料は4・5月：12,000 円
⇒ 軽減可能額 6,000 円×4 か月
- ・8～10月実績のうち、
最も低い保育料は、8月：15,000 円
⇒ 軽減可能額 7,500×8 か月(3月まで見込)
- ・年額 24,000+60,000=84,000 円

実績報告(最も低い保育料が変わったときは減額)

- ・4～7月の実績のうち、
最も低い保育料は4・5月：12,000 円
⇒ 軽減可能額 6,000 円×4 か月
- ・8～3月実績のうち、
最も低い保育料は、2月：14,000 円
⇒ 軽減可能額 7,000×8 か月
- ・年額 24,000+56,000=80,000 円

2 対象施設での事務手続き

<事務の流れ>



申請書などの様式は、お手数ですが兵庫県ホームページからダウンロードしてください。
ひょうご保育料軽減事業(認可外の事業所内保育所、企業主導型保育事業)
https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf11/hw10_000000071.html
※各種ポータルサイトから「ひょうご保育料軽減事業」で検索すると該当ページが表示されます。

対象施設のご担当者様に行っていただく事務は以下のとおりです。

(1) 保護者への事業案内

対象者に対し、申請限に間に合うように施設へ必要書類を提出するよう案内をお願いします。(案内漏れにより対象者への周知が遅れ、県への提出期限(令和6年11月29日(金))後に申請書等が提出されても受付できません。)

すでに退園した子どもで、要件を満たしている場合は在園期間が対象になりますので、対象施設から案内をお願いします。

また、申請期限(11月29日)以降に入園する子どもも対象になりますので、入園後に案内をお願いします(対象となる場合は、P9の(5)へ)。

(2) 保護者申請書のとりまとめ [記入例 P19～24]

保護者から提出された申請書と添付書類について、誤りがないか、不足がないかご確認ください。

その後、保護者申請書の裏面にある「保育施設担当者記入欄」に月額保育料などの記入をお願いします。

(3) 補助金交付申請書の作成

下記のとおりエクセル様式の各シートに必要な事項を記入し、作成してください。

※入力を簡略化するため、交付申請書と実績報告書の様式を一つのファイルにまとめています。交付申請では、下記①～⑨のシートに記入ください。

① 基本情報シート [記入例 P26]

保育所の名称や住所、施設設置者の情報など、申請にあたっての必要事項を全て入力してください。

② (A-3)補助金交付申請書(様式第1号) [記入例 P27]

提出する日付を記入してください。その他の項目は、基本情報シート等から転記されますので、記載不要です。また、代表者印の押印も不要です。

③ (A-3)別記収支予算書 [記入例 P28]

別紙 2-2 から自動転記されますので、記入作業は不要です。

④ (A-4)補助金所要額一覧表(別紙 2-2) [記入例 P29]

別紙 3-4、3-5、3-6 から自動転記されますので、記入作業は不要です。

⑤ (A-4)補助金所要額明細書(別紙 3-4、3-5、3-6) [記入例 P30]

- ・ 保護者申請書をもとに記入してください。
- ・ 第3子以降の子どもは「別紙 3-4」に、第2子の子どもは「別紙 3-5」に、第1子の子どもは「別紙 3-6」に、それぞれ記載をお願いします。
- ・ 途中入園などにより、保育料が通常の月と異なる月がある場合などは、1人の子どもを複数行に分けて記載してください。
- ・ 人数・金額の合計は自動計算するよう設定していますが、入力後、誤りがないかご確認をお願いします。

⑥ (A-5-2)補助金請求書添付書類 [記入例 P31]

県からの補助金の振込を希望する口座の情報を記載ください。

また、通帳の写しなど、金融機関や口座番号、名義が確認できる書類のコピーを貼り付けてください(別紙のPDFでも可)。

⑦ (A-5-3)委任状 [記入例 P32]

申請者(保育施設設置者)と補助金振込先の口座名義が異なる場合に、作成をお願いします。なお、この書類は申請者(保育施設設置者)の代表者印を押し、別途郵送にてご提出ください。

<申請者と口座名義が異なる場合の例>

例1) 申請者：株式会社〇〇、口座名義：××保育園

例2) 申請者：株式会社〇〇、口座名義：株式会社〇〇 ××保育園

⑧ (A-6)誓約書 [記入例 P33]

基本情報シート等から転記されますので、記載不要です。また、代表者印の押印も不要です。

⑨ 債権者登録書 [記入例 P34]

過去2年以内に、県からの振込を受けた口座以外の口座で補助金の受取を希望される場合に、提出が必要です。

住所や氏名(団体名)等は基本情報シート等から転記されますので、フリガナ、経理担当者氏名等を記入ください。提出時は、登録する債権者の本人確認書類(法人等の場合は登記事項証明書等)のコピーを併せて送付ください。本人確認書類を添付しない場合は、代表者印を押印し、原本を郵送にてご提出ください。

(4) 補助金交付申請書等の提出 **提出期限:令和6年11月29日(金)必着**

「兵庫県電子申請共同運営システム(e-ひょうご)」から、必要項目を入力し、次のファイルを添付して申請してください。郵送やメールでの申請は受け付けません。

<兵庫県電子申請共同運営システム(e-ひょうご)>

URL:<https://www.e-hyogo.elg-front.jp/hyogo/uketsuke/form.do?id=1665126245644>

※県ホームページの「ひょうご保育料軽減事業(認可外事業所内保育所、企業主導型保育事業)」のページからもアクセスできます。

※提出にあたっての操作方法は、別紙「申請書等の提出方法(兵庫県電子申請共同運営システム(e-ひょうご))」をご確認ください。

<添付ファイル>

・(3)で作成した補助金交付申請書(エクセルファイル)

※ファイル名を「保育料軽減事業交付申請【施設名】」としてください。

・(2)でとりまとめた保護者申請書・添付書類をPDFにしたもの

※ファイル名を「保育料軽減事業交付申請【施設名】」としてください。

※保護者申請書の裏面も必ず添付してください。また、保護者申請書・添付書類はひとつのファイルにまとめてください(子どもごとに分ける必要はありません)

※ファイルのサイズが大きくなるようPDFは白黒にし、解像度を下げてください。

<委任状の提出方法>

申請者(保育施設設置者)の代表者印を押した様式を、下記宛先に郵送にてご提出ください。

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1

兵庫県福祉部 こども政策課 こども企画班

<注意事項>

・ 11月下旬に入園を予定しているなどの事情により、申請書の提出が間に合わない対象子どもがいる場合は、必ず提出期限までにご相談ください。

・ 期限までに申請書の提出や連絡が無い場合は、「申請なし」として取り扱います。

・ 県で申請書受領後、順次、内容の確認を行い、書類の不備や修正等ある場合にご担当者様へメール・電話等で連絡します。

(5) 申請期限後に途中入園者がある場合

申請期限後(12月以降)の入園者が対象となる、月額保育料が変更となり、軽減可能額が増額する など、当初の交付申請額から増額する場合は、判明した時点で、必ず兵庫県こども政策課へ電話にてご連絡ください。連絡が無い場合や、実績報告によって連絡いただいた場合は、補助の対象にできません。

また、補助金交付申請書提出後に、対象子どもが退園する、保育料月額が下がる など、交付申請額から減額となる場合は、実績報告でその分を減額して報告してください(県への事前連絡は不要です)。

(6) 保護者への保育料軽減の実施

保護者にお知らせした上で、次のどちらかの方法により保育料の軽減を行ってください。

※ 保護者から還付の時期等について、県こども政策課への問合せが多いため、案内や申請書受付の際などに周知をお願いします。

ア 保護者から徴収する月々の保育料から、軽減額分を減額する

イ 年度末等に軽減額分をまとめて保護者に還付する

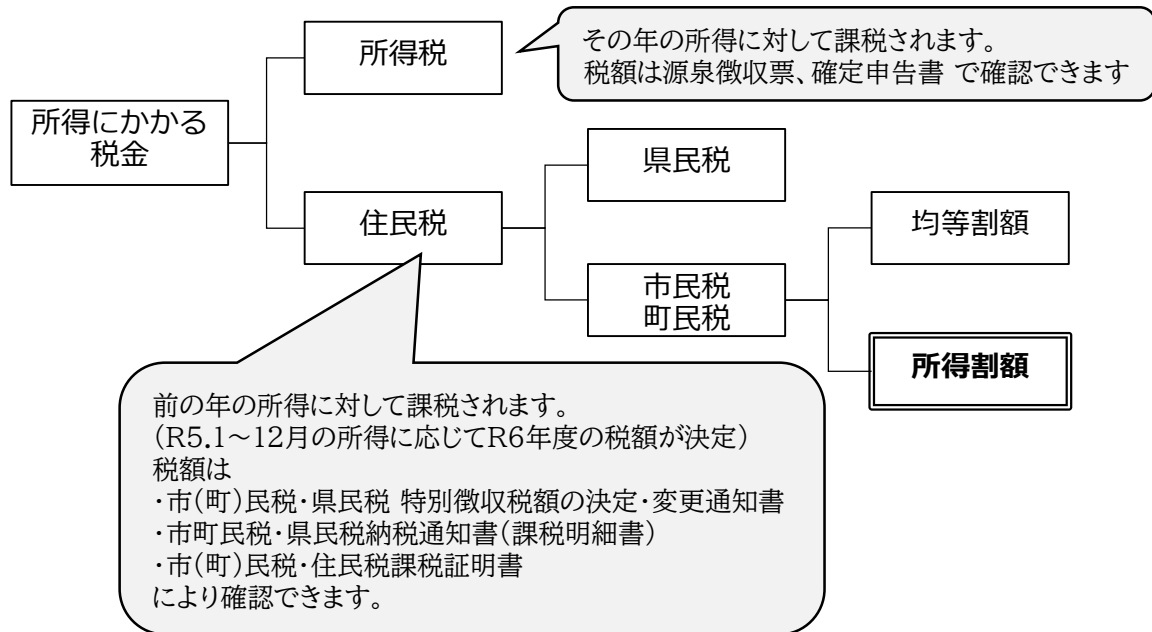
(7) 実績報告書の作成、提出

交付決定を行う保育所設置者に対し、3月中旬頃に実績報告の提出について依頼します。詳細は提出依頼の際にお知らせしますので、交付申請に使用したエクセルファイルの各様式に必要な事項を記載し、期限(令和7年4月10日(木)必着)までに提出をお願いします。

3 市町民税所得割額の確認方法

(1) 市町民税所得割額とは

住民税の一部です。所得税ではありません。



(2) 税額控除について

本事業の対象判定にあたり、市民税(町民税)所得割額は、住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)、寄附金税額控除(ふるさと納税寄附金の控除)などの税額控除を受けている場合は、これらの控除を適用する前の所得割額(市民税(町民税)所得割額+税額控除額(調整控除、定額減税は除く)により算出した額)を用います。

<適用しない税額控除>

住宅借入金当特別控除、寄附金税額控除、配当控除・株式等譲渡所得割、外国税額控除

<適用する税額控除>

調整控除、定額減税

(3) 神戸市など政令指定都市の税率について

神戸市などの政令指定都市では、市民税・県民税の税率が他の市町と異なります。

- ・ 他の市町(旧税率) : 市町民税6%、県民税4%
- ・ 政令指定都市(新税率): 市民税 8%、県民税2%

本事業の対象判定には、旧税率で算出した所得割額を使用しますので、神戸市が発行した「市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」、「市民税・県民税納税通知書」に記載された(所得割額+税額控除額)×6/8により、政令市以外の市町と同じ税率の所得割額を算出し、判定に用います。

(4) 添付書類の留意事項

次ページ以降に様式例と確認フローを記載していますのでご参照ください。

市民税・県民税 特別徴収税額決定・変更通知書 の 所得割額の確認方法

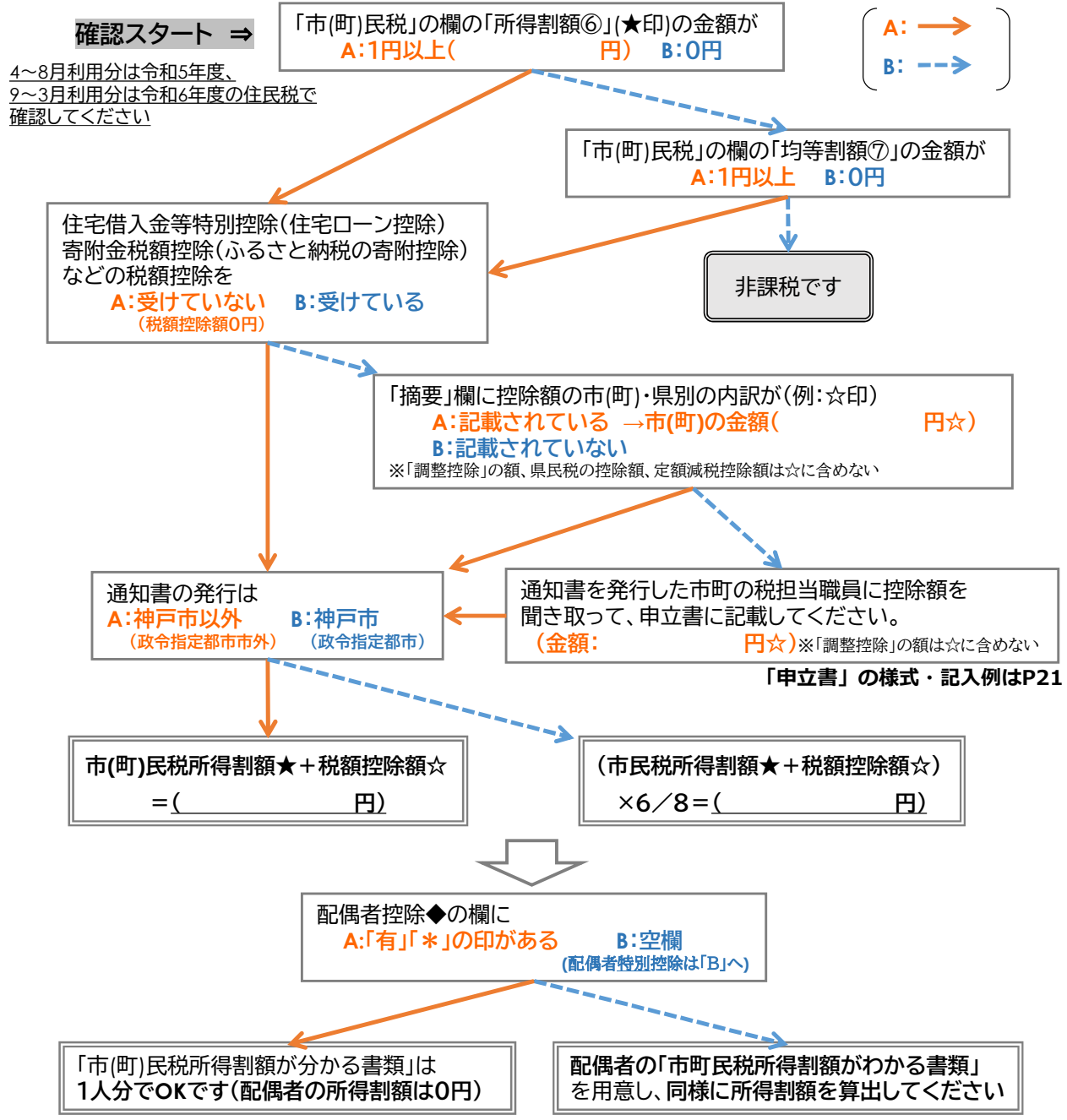
町民税・県民税 特別徴収税額決定・変更通知書 の 所得割額の確認方法

(サラリーマンや公務員などの給与所得者の方)

(様式例) ※様式は、市町によって異なります

令和〇年度 市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)										(単位:円)	
所得	給与収入	*****	主たる給与以外の合算所得区分	総所得③	*****	市	税額控除前所得割額④	*****	税額控除額⑤	30000	★
	給与所得	*****		課税標準	*****		所得割額⑥	66000			
	その他の所得計	*****		山林所得	*****		均等割額⑦	*****			
所得控除	雑損	*****	所得控除合計②	株式等の譲渡	*****	市	税額控除前所得割額	*****	税額控除額⑤	*****	★
	医療費	*****		障害・寡・孤	*****		所得割額⑥	*****			
	社会保険料	*****		配偶者	*****		均等割額⑦	*****			
	小規模企業共済	*****		配偶者特別	*****		年税額(特別徴収税額)⑧	*****			
	生命保険料	*****		扶養	*****		控除不足額⑨	*****			
	地震保険料	*****		基礎	*****		控除不足額⑨	*****			
				基礎	*****		既交金額⑩	*****			
(摘要)				調整控除	市 3000円 県 2000円						
				寄附金税額控除	市 9000円 県 6000円						
				住宅借入金等特別控除	市 18000円 県 12000円						
				定額減税控除済額	40000円、 控除外額 0円						

「調整控除」や県民税の控除額、定額減税控除額は税額控除額に含めません



市民税・県民税 納税通知書(課税明細書)
町民税・県民税 納税通知書(課税明細書) の 所得割額の確認方法
 (自営業の方、給与所得者で住民税が給与天引きされていない方)

(様式例) ※様式は、市町によって異なります

市民税・県民税 課税明細書【2】

	年度	区	通知番号	組合番号

●税額の内訳

内 訳 (千円)	課税標準	市民税(円)	県民税(円)
総所得	*****	*****	*****
分離短期譲渡			
分離長期譲渡			
山林所得			
株式等の譲渡			
先物取引			
税額控除後所得割額(F)(D-E)		66,000	44,000
年 税 額 (円)			

定額減税控除済額 40000円
控除外額 0円

※課税標準額(C)に係る市民税・県民税額は、税額控除後所得割額(F)の内訳を表示しています。

●税額控除額(E)の内訳

区 分	市民税(円)	県民税(円)
調 整 配 当	3,000	2,000
住宅借入金等 寄 附 金	18,000	12,000
外 国 税 額 配 当 割 株 譲 割 所 得 割 調 整	9,000	6,000
合 計 (E)	30,000	20,000

●減免について

コード	説明
31	所得割が非課税になっています。
60 61	
63 64	
41 53	

備考

●税額の計算方法

「調整控除」や県民税の控除額、
定額減税控除額は
税額控除額に含めません

市民税・県民税 課税明細書【1】

	年度	区	通知番号	組合番号

●所得金額①の内訳

所得区分	所得金額	所得区分	所得金額
総所得金額の内訳		分離課税所得金額の内訳	
小計			

●所得金額②の内訳

所得控除区分	市民税(円)
控除対象外	
16歳未満の扶養親族数 2人	

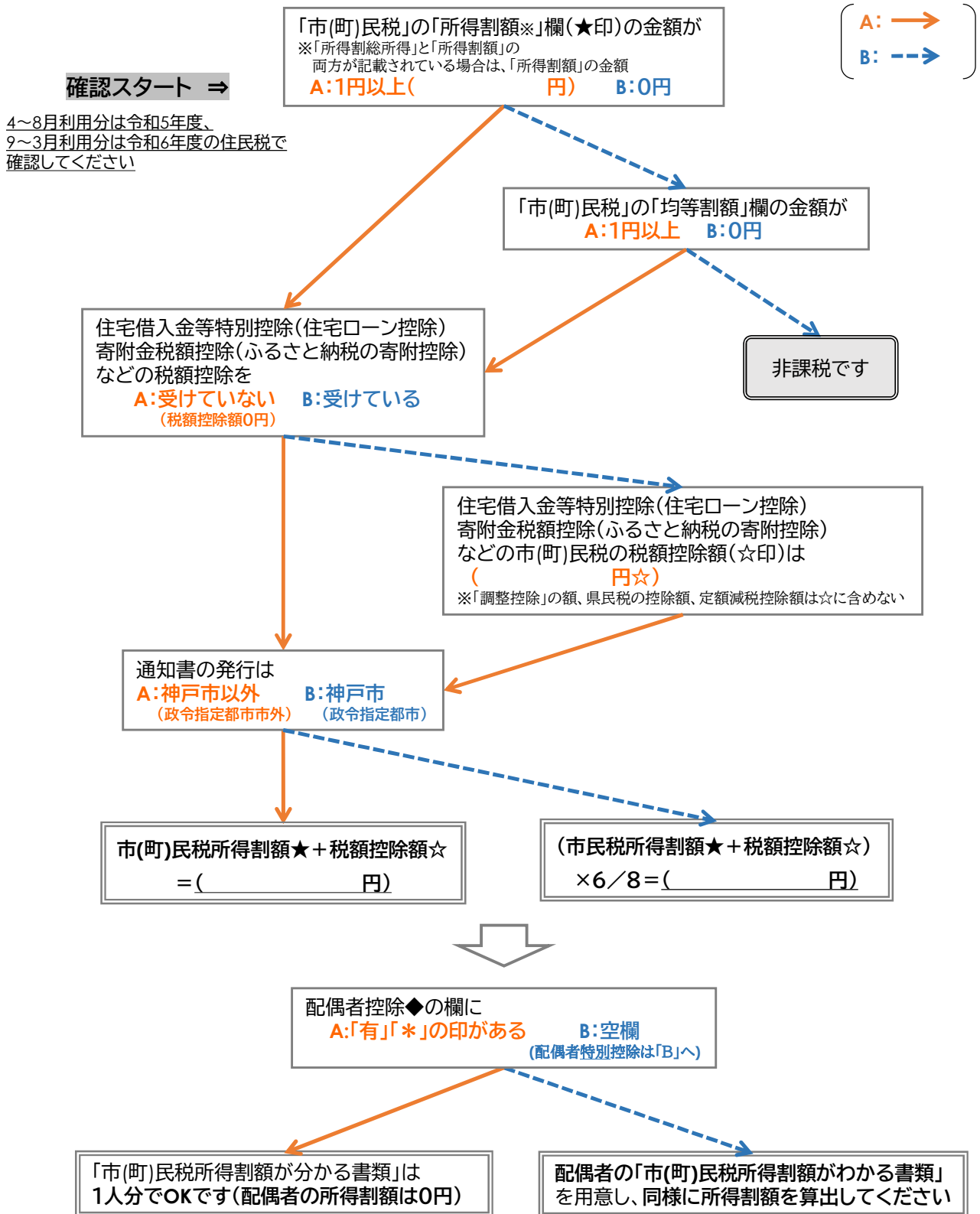
●人的控除の内訳

区 分	内 訳
基礎	
本人障害	特別障害 他
寡婦	一般 特別
寡夫	
勤労学生	
配偶者	老人 他 *
扶養	同居老親 老人 特定 他
扶養障害	同居特障 特別障害 他

●課税標準額③ (①-②)

--

市民税・県民税 納税通知書(課税明細書)
町民税・県民税 納税通知書(課税明細書) の 所得割額の確認方法
(自営業の方、給与所得者で住民税が給与天引きされていない方)



課税証明書(神戸市など政令指定都市)の所得割額の確認方法 (通知書等が手元にない方)

(様式例)※様式は、市によって異なります

市民税・県民税(所得・課税)証明書			
(住所) (氏名)	(生年月日)	年 月 日	
令和〇年度(令和〇年分所得)	課税総所得金額	所得控除額合計	年 税 額
総所得金額	¥*****	¥*****	市民税 所得割 ¥88,000 均等割 ¥***** 減免額 ¥***** 計 ¥*****
給与収入	¥*****	配偶者 有 配偶者扶養控除 一般扶養 人 特定扶養 人 老人扶養 人 (内同老 人)	県民税 所得割 ¥***** 均等割 ¥***** 減免額 ¥***** 計 ¥*****
給与所得	¥*****	年少扶養親族 2人 (控除対象外)	※指定都市以外の標準税率による市民税額 税額控除後所得割(減免前) ¥66,000
以下余白		寡・学控除	控除額 租 (調整控除) ¥1,500 額 (住宅控除) ¥9,000 控 (寄附金控除) ¥18,000 除 (その他)
		扶養障害者控除 特障 人 他障 (内同特 人) (備考)	すでに他の市町と同じ税率で 所得割額が記載されていますので この額に×6/8をする必要はありません
		定額減税控除済額 ¥40,000円、控除外額 ¥0円	「調整控除」は 税額控除額に含めません

確認スタート ⇒
4~8月利用分は令和5年度、
9~3月利用分は令和6年度の住民税で
確認してください

「※指定都市以外の標準税率による市民税額」の
「税控除後所得割(減免前)」の欄(★印)の金額が
A:1円以上() B:0円

(A: →)
(B: - - →)

「市民税」の「均等割」の欄の金額が
A:1円以上 B:0円

非課税です

住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)
寄附金税額控除(ふるさと納税の寄附控除)
などの税額控除を
A:受けていない B:受けている
(税額控除額0円)

控除額の欄(☆印)に記載されている金額の合計
()
円☆
※「調整控除」の額、県民税の控除額、定額減税控除額は☆に含めない

(市民税所得割額★+税額控除額☆)
=()
円

配偶者控除◆の欄に
A:「有」の印がある
B:空欄 (配偶者特別控除は「B」へ)

「市(町)民税所得割額が分かる書類」は
1人分でOKです(配偶者の所得割額は0円)

配偶者の「市(町)民税所得割額がわかる書類」
を用意し、同様に所得割額を算出してください

課税証明書(神戸市など政令指定都市以外)の所得割額の確認方法 (通知書等が手元にない方)

(様式例) ※様式は、市町によって異なります

市民税・県民税課税額証明書					
令和○年度	納税義務者	住所	○○市○○町3-3		
		氏名	兵庫 太郎		
令和○年1月1日から 令和○年12月31日までの所得等の状況です。					
賦課期日(1月1日)住所 ○○市○○町3-3					
所得内訳		所得控除内訳		扶養関係事項	
種類	金額(円)	種類	金額(円)	控除対象配偶者及び扶養親族数	1人
給与所得 (給与収入金額)	¥*****	社会保険料控除	¥*****	控除対象配偶者(有・無)	有 ◆
年金にかかる雑所得 (公的年金等収入)	(¥0)	生命保険料控除	¥****	一般扶養数	0人
以下余白		**以下余白**		特定扶養数 (同居老人)	0人 (0)
				老人扶養数	0人
課税標準額内訳		課税標準額内訳		本	
種類	金額(円)	種類	金額(円)		
課税総所得金額 **以下余白**	¥*****	市民税 所得割	¥66,000	調整控除(市)	
		均等割	¥3,300	寄附金税額控除(市)	
		県民税 所得割	¥44,000	寄附金税額控除(県)	
		均等割	¥2,300	調整控除(県)	
		年税額	¥*****	寄附金税額控除(市)	
				寄附金税額控除(県)	

「調整控除」や県民税の控除額、
定額減税控除額は
税額控除額に含めません

「市(町)民税」の「所得割額※」欄(★印)の金額が
A:1円以上(円) B:0円
※「税額控除前所得割額」と「(控除後)所得割額」の両方が記載されている場合は、「(控除後)所得割額」

A: →
B: - - →

確認スタート ⇒

4~8月利用分は令和5年度、
9~3月利用分は令和6年度の住民税で
確認してください

「市(町)民税」の「均等割額」の欄の金額が
A:1円以上 B:0円

非課税です

住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)
寄附金税額控除(ふるさと納税の寄附控除)
などの税額控除を
A:受けていない B:受けている
(税額控除額0円)

控除額の内訳欄または備考欄(例:☆印)に控除額の内訳が
A:記載されている →市(町)の金額(円☆)
B:記載されていない
※「調整控除」の額、県民税の控除額、定額減税控除額は☆に含めない

市(町)民税所得割額★ + 税額控除額☆
=(円)

証明書を発行した市町の税担当職員に控除額を
聞き取って、申立書に記載してください。
(金額:円☆)
※「調整控除」の額は☆に含めない

「申立書」の様式・記入例はP21

配偶者控除◆の欄に
A:「有」の印がある
B:空欄(配偶者特別控除は「B」へ)

「市(町)民税所得割額が分かる書類」は
1人でOKです(配偶者の所得割額は0円)

配偶者の「市(町)民税所得割額がわかる書類」
を用意し、同様に所得割額を算出してください

(5) 市民税(町民税)所得割額が確認できる書類(添付書類)の留意事項

○ 専従者給与(控除)について

自営業の場合、配偶者の給与を必要経費としてみなす「専従者給与」及び「専従者控除」制度があります。しかし、専従者給与または専従者控除の適用を受ける配偶者は、配偶者控除を受けることが出来ないため、「市民税(町民税)・県民税 納税通知書」などの控除対象配偶者欄に「有」「*」などの印が付きません。そのため、専従者給与または専従者控除の適用を受ける配偶者の課税状況を確認するために、以下のいずれかの書類が必要です。

ア 専従者給・専従者控除の額が100万円以下で、配偶者にほかの収入がない場合

→ 確定申告書の控除額が記載されたページのコピー(令和4年、令和5年)

イ 専従者給・専従者控除の額が100万円超の場合

配偶者にほかの収入がない場合

→ 配偶者の課税証明書のコピー

○ 添付書類の年度

本事業の対象は、認可保育所等の利用負担額の決定と同様に

令和6年4月～令和6年8月利用分 : 令和5年度市町民税所得割額

令和6年9月～令和7年3月利用分 : 令和6年度市町民税所得割額 で判定します。

そのため、申請に当たっては、令和5年度と令和6年度の2か年分の書類の提出をお願いします。なお、昨年度も申請した対象者は、施設で保存している昨年度申請時の添付書類の写しを提出いただいても構いません。

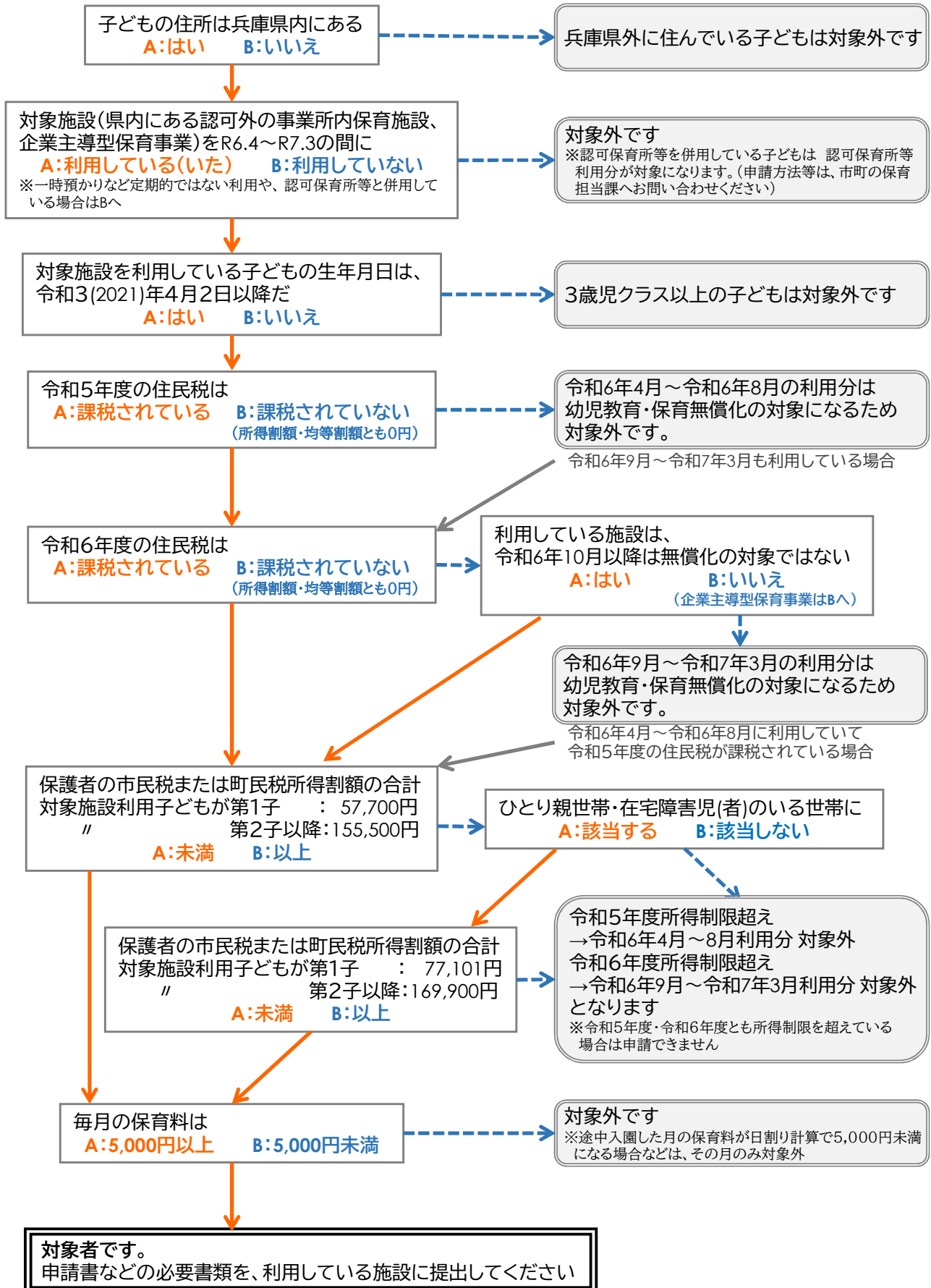
○ 通知書等を紛失した場合の取り扱い

源泉徴収票や確定申告書の写し、住民税の領収書では、市民税(町民税)所得割額の記載がないため、添付書類として提出できません。通知書を紛失された方は、課税証明書を添付してください。

4 対象確認フロー

令和6年度ひょうご保育料軽減事業(認可外事業所内保育所) 対象者確認フロー

A: →
B: - ->



5 申請書等記入例

記入例（保護者）

別紙様式1

令和6年度「ひょうご保育料軽減事業」保育料軽減申請書

(対象子ども1人につき1枚作成・提出してください)

※利用している保育施設の名称を記入

(A-2)

(記入例)



〇〇保育園

設置者 様

申請日: 令和6年11月8日

兵庫県の「ひょうご保育料軽減事業実施要綱」に基づき、施設設置者が実施する保育料の軽減を受けたい旨を記載の上で申請します。 (保育料の軽減の決定にあたり記載された情報を提供すること)		入園年月日	令和5年4月1日			
対象子どもの保護者であれば父・母どちらでも構いません。		退園(予定)年月日	令和 年 月 日 ※年度途中で退園した、退園する予定がある場合のみ記入			
申請者(保護者)	神戸太郎	対象となる子どもの氏名	ふりがな こうべ さぶろう 神戸 三郎			
現住所	〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1	第〇子	第1子・第2子・第3子以降			
		生年月日	令和3年5月1日	R6.4.1時点の年齢 0・1・2歳		
世帯状況 (対象となる子どもを除く全員)						
氏名		市町民税		計 ★+☆	神戸市が発行した書類の場合(課税証明を除く)(※2) (★+☆)×6/8	
		所得割額 ★	税額控除額 (※1) ☆			
神戸太郎	父	昭・平・令 1年6月1日	R5 80,000	24,000	104,000	78,000
			R6 90,000	27,000	117,000	80,250
神戸花子	母	昭・平・令 1年7月1日	R5 0	0	0	0
			R6 0	0	0	0
神戸一郎	兄	昭・平・令 27年8月1日	R5			
			R6			
神戸二郎	兄	昭・平・令 1年9月1日	R5			
			R6			
対象子ども以外の世帯全員の氏名、対象子どもとの続柄、生年月日を記入してください		昭・平・令	R5			
			R6			
			R5			
			R6			
世帯合計			R5			78,000
			R6			80,250
ひとり親世帯、在宅障害児(者)世帯の適用			無			有 (<input type="checkbox"/> ひとり親世帯 <input type="checkbox"/> 在宅障害児(者)のいる世帯)

※1 市町民税の「住宅借入金等特別控除」「寄附金税額控除」「配当控除」「配当割額・株式等譲渡所得割額」「外国税額控除」を受けている場合は、所得割額とこれらの額を合算した額で判定します。「調整控除」は税額控除額に含めないでください。

※2 神戸市などの政令指定都市では、他の市町と市町民税・県民税の税率が異なります。

そのため、神戸市が発行した「市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」、「市民税・県民税納税通知書」に記載の税額は、(所得割額★+税額控除額☆)×6/8で算出した金額で対象になるか判定します。

神戸市が発行した「課税証明」の「※指定都市以外の標準税率による市民税額」は、×6/8の額が記載されていますので、この欄は記載不要です。

注意

・市民税(町民税)所得割額・税額控除額の世帯合計が、R5年度・R6年度とも右の表以上の場合は申請できません。

・提出の際は裏面の必要書類を添付してください。

対象子ども	右記以外の世帯	適用世帯に該当 (ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯)
第1子	57,700円	77,101円
第2子以降	155,500円	169,000円

記入例（保護者）

添付書類 提出するものに✓を入れてください

- 世帯全員の 住民票のコピー（マイナンバーの記載されていないもの）
または 健康保険証のコピー（1枚の紙にコピーしてください）
- 市町民税所得割額が分かる書類 ※各年度、1人につきいずれか1
 <令和5年度>
市（町）民税・県民税特別徴収額の決定・変更通知書 のコピー（氏名等が入るようB4→A4に縮小コピーしてください）
市（町）民税・県民税納税通知書 のコピー（氏名、扶養控除のページもコピーしてください）
課税証明書のコピー
 <令和6年度>
市（町）民税・県民税特別徴収額の決定・変更通知書 のコピー（氏名等が入るようB4→A4に縮小コピーしてください）
市（町）民税・県民税納税通知書 のコピー（氏名、扶養控除のページもコピーしてください）
課税証明書のコピー
- 【該当世帯のみ】
 <ひとり親世帯等> ※下記書類のいずれかのコピー
母子家庭等医療費受給者証 児童扶養手当証書 児童扶養手当受給証明書 戸籍謄本
 <在宅障害児（者）のいる世帯> ※下記書類のいずれかのコピー
身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳
年金証書・年金額改定通知書（年金の種類：障害基礎年金） 特別児童扶養手当証書
- 【該当する場合のみ】
 <市町民税所得割額が分かる書類に、税控除額の内訳が記載されていない場合> 税額控除に関する申立書
 <対象子どもの兄弟が世帯と別に居住している場合> 兄弟に関する申立書

提出する添付書類に「✓」

----- 以下 保育施設担当者記入欄 -----

出生年月日	性別	年齢	保育施設名	←いずれかに○
この欄は、保育施設が記入しますので、保護者の方は記入不要です				←どちらかに○
世帯合計所得割額	利用月	保育料(円)	軽減可能額(円)	
R5 円 均等割額 有・無 対象・対象外 ↑どちらかに○	R6.4月			【軽減可能額の計算方法】 次の①～③を比較して最も低い額 ①月額保育料－5,000円 ②補助基準額 第1子 10,000円 第2子以降 15,000円 ③月額保育料×1/2 ※100円未満の端数は切り捨て ※0円以下になる場合は0円 【注】 ・11月分までは実績、12月分以降は見込みを記載してください。（申請時に確定していない場合は10月分まで実績） ・今年度中に退園予定が無い場合は3月分まで見込みを記入してください。
	R6.5月			
	R6.6月			
	R6.7月			
R6 円 均等割額 有・無 対象・対象外 ↑どちらかに○	R6.8月			
	R6.9月			
	R6.10月			
	R6.11月			
	R6.12月			
合計(軽減可能額(年額))	R7.1月			
	R7.2月			
	R7.3月			

- 留意事項**
- この申請書の表面（保護者記入部分）及び税額等の添付書類についても、必ず内容をご確認ください。（書類に不備がある方、対象要件を満たしていない方については申請できません。）
 - 書類に不備があり差し戻しが生じると、全体の事務処理に影響し、貴事業所だけでなく、他の事業所への支払時期が遅れることとなりますので、必ず各施設にてご確認を願います。

記入例（保護者）

※通知書等に控除額の内訳が記載されていない場合に提出

市(町)民税所得割額が分かる書類に控除額が記載されていない場合に、市役所・町役場の税担当職員に内訳を聞き取り、その内容を記載してください

ひょうご保育料軽減事業(A-8)

税額控除に関する申立書

私の市民税(町民税)税額控除額について下記のとおり確認しました。

記

電話等で確認した日

1 確認した日 令和 6年 11月 8日

2 確認の相手方 △△市 町 税務 課 西宮 さん

3 市(町)民税税額控除額

(1) 令和5年度

調整控除額*	3,000 円
住宅借入金等特別控除額	18,000 円
寄附金税額控除額	6,000 円
配当控除額	円
配当割額・株式等譲渡所得割額	
外国税額控除額	

確認した内容(金額)を記載
※県民税分は含めない

(2) 令和6年度

調整控除額*	3,000 円
住宅借入金等特別控除額	18,000 円
寄附金税額控除額	9,000 円
配当控除額	円
配当割額・株式等譲渡所得割額	
外国税額控除額	円

調整控除額は、申請書に記載する
「税額控除額」には含めない

※「調整控除額」は申請書等に記載する税額控除額には含めない

令和 6年 11月 8日

申立者住所 △△市〇〇区〇〇 〇-〇

氏名 神戸 太郎

記入例（保護者）

(A-7)

対象子どもの兄姉が、世帯と別に居住している場合に提出してください

兄 姉 に 関 す る 申 立 書

申請書に記載した子どものうち下記の者については、住民票を異にしますが私と生計を一にする世帯員であることを申し立てます。

令和 **6**年**11**月**10**日

申請者氏名 洲本 一郎

記

(ふりかな) 氏 名	住 民 票 が 異 な る 理 由 等
(すもと じろう) 洲本 二郎	私立〇〇高等学校(△△県□□市)入学のため (令和5年4月～)
()	
()	

記入例（保育施設担当者）

添付書類 提出するものに✓を入れてください

- 世帯全員の 住民票のコピー（マイナンバーの記載されていないもの）
または 健康保険証のコピー（1枚の紙にコピーしてください）
- 市町民税所得割額が分かる書類 ※各年度、1人につきいずれか1つ
 <令和5年度>
 市(町)民税・県民税特別徴収額の決定・変更通知書 のコピー（氏名等が入るようにB4→A4に縮小コピーしてください）
 市(町)民税・県民税納税通知書 のコピー（氏名、扶養控除のページもコピーしてください）
 課税証明書のコピー
 <令和6年度>
 市(町)民税・県民税特別徴収額の決定・変更通知書 のコピー（氏名等が入るようにB4→A4に縮小コピーしてください）
 市(町)民税・県民税納税通知書 のコピー（氏名、扶養控除のページもコピーしてください）
 課税証明書のコピー
- 〔該当世帯のみ〕
 <ひとり親世帯等> ※下記書類のいずれかのコピー
 母子家庭等医療費受給者証 児童扶養手当証書 児童扶養手当受給証明書 戸籍謄本
 <在宅障害児(者)のいる世帯> ※下記書類のいずれかのコピー
 身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳
 年金証書・年金額改定通知書（年金の種類：障害基礎年金） 特別児童扶養手当証書
- 〔該当する場合のみ〕
 <市町民税所得割額が分かる書類に、税控除額の内訳が記載されていない場合> 税額控除に関する申立書
 <対象子どもの兄弟が世帯と別に居住している場合> 兄弟に関する申立書

添付書類に不足はないか確認ください

----- 以下 保育施設担当者記入欄 -----

出生順位	第1子・第2子	第3子以降	←いずれかに○を付けてください
保育料	月額	月額以外	←いずれかに○を付けてください
世帯合計所得割額	利用月	保育料(円)	軽減可能額(円)
R5	R6.4月	14,000	7,000
78,000 円	R6.5月		
均等割額 有・無	R6.6月		
対象・対象外	R6.7月		
↑どちらかに○を付けてください	R6.8月		
R6	R6.9月		
80,250 円	R6.10月		
均等割額 有・無	R6.11月		
対象・対象外	R6.12月		
↑どちらかに○を付けてください	R7.1月		
	R7.2月		
	R7.3月		
	年間(軽減可能額(年額))		84,000

保育料の実績・見込を記入してください

左の表に記入した内容を申請書(A-4: 保育料減免申請書)に記入してください。

【軽減可能額の計算方法】
 次の①～③を比較して最も低い額
 ①月額保育料－5,000 円
 ②補助基準額
 第1子 10,000 円
 第2子以降 15,000 円
 ③ 月額保育料×1/2
 未満の端数は切り捨て

↑の計算方法を基に、軽減可能額を算出して下さい。
 100円未満切り捨てにご注意ください

・11月分までは実績、12月分以降は見込みを記載してください。(申請時に確定していない場合は10月分まで実績)
 ・年度中に退園予定が無い場合は3月分まで実績を記載してください

「対象外」となる期間の利用月は補助対象外です

年間の保育料が同じ場合は、このように保育料・軽減可能額をまとめて記載可。
 保育料が異なる月がある場合は、各月を記入してください。

書類に不備があり差し戻しが生じると、全体の事務処理に支障をきたす恐れがありますので、必ず各施設にて確認をお願いします。

記入例（保育施設担当者）

※保育料が月額以外（日額・時間あたり）の場合の、保育料・軽減可能額の記載・算出方法

----- 以下 保育施設担当者記入欄 -----

出生順位	第1子・第2子	第3子以降	←いずれかに○	申請時までの保育料の実績を記入してください	記入いた さい(A-4: ださい。
保育料	月額・月額以外		←どちらかに○		
世帯合計所得割額	利用月	保育料(円)	軽減可能額(円)	【軽減可能額の計算方法】	
R5 78,000 円 均等割額 有・無 対象・対象外 ←どちらかに○	R6.4月	16,000		次の①～③を比較して最も低い額	
	R6.5月	16,000		①月額保育料－5,000円	
	R6.6月	17,000		②補助基準額	
	R6.7月	16,000		第1子 10,000円	
R6 80,250 円 均等割額 有・無 対象・対象外 ←どちらかに○	R6.8月	15,000	7,500	第2子以降 15,000円	
	R6.9月	16,000		③月額保育料×1/2	
	R6.10月	16,000		※100円未満の端数は切り捨て	
	R6.11月			以下になる場合は0円	
	R6.12月			↑の計算方法を基に、軽減可能額を算出 してください。	
	R7.1月			100円未満切り捨てにご注意ください	
	R7.2月			みを記載してください。(申請時に確定して いない場合は10月分まで実績)	
	R7.3月			・今年度中に退園予定が無い場合は3月分 まで見込みを記入してください。	
合計(軽減可能額(年額))			90,000		

留意事項 ・この申請書の表面(保護者記入部分)及び税額等(書類)は書類についても、必ず内容をご確認ください。

(書類に不備がある方、対象要件を満た
・書類に不備があり差し戻しが生じると、
への支払時期が遅れることとなります)

最も低い保育料から軽減可能額を算出し、
在園月数をかけた金額が年額の軽減可能額です
(P4～5を参照)

<保護者申請書・添付書類のチェックポイント>

申請書

- 対象子どもの入園年月日、退園(予定)年月日に誤りはないか。
- 保護者の市民税(町民税)所得割額、税額控除額の記載に誤りはないか。
- 税額控除額に、「調整控除」や県民税の控除額が含まれていないか。
- 世帯合計の市民税(町民税)所得割額は、本事業の対象の範囲内か。
対象外となる期間を補助対象に含めていないか。

住民票のコピーまたは健康保険証のコピー

- 世帯全員分が揃っているか。

市民税(町民税)所得割額が分かる書類

- 令和5年度と令和6年度の2か年分が揃っているか。
(8月分までの申請は令和5年度のみ、9月分以降の申請は令和6年度のみで可)
- 書類のコピーは氏名等も入っているか。
- 配偶者控除等を受けていない世帯は、2人分の書類が添付されているか。
- 税額控除を受けているのに、通知書等で控除額の内訳が確認できない場合は、「税額控除に関する申立書」が添付されているか。

記入例

令和6年度ひょうご保育料軽減事業交付申請基本情報

申請に当たっての基本情報を記載ください。
各様式に自動転記します

着色セルをすべて
記入してください

【保育施設の情報】

施設名	〇〇保育園
住所	〇〇市〇〇町1-2-3
案内番号	99-999

案内を送付した封筒の宛名ラベル右下または
送付文の宛名の下に記載の番号を
半角で入力（全角は入力できません）

【施設の設置者の情報】

会社名・団体名	株式会社〇〇
住所	〇〇市〇〇町4-5-6
代表者の役職	代表取締役
代表者名	兵庫 太郎
電話番号	(078) 123-4567
メールアドレス	xxxx@△△△.jp

【ご担当者様の情報】

今後は、この欄に記載いただいた連絡先に通知等をお送りします。（郵送はしません）

氏名	阪神 一郎
会社名・団体名	株式会社〇〇
部署等	総務課
電話番号	(078) 987-6543
メールアドレス	△△△@△△△.jp

翌年5月頃まで確実に連絡が取れる
アドレスを記入ください

【請求書発行責任者の方の情報】

社内・団体内において権限の委任を受けた方を記載ください（代表者、担当者と同一でも可）

氏名	播磨 花子
電話番号	(078) 987-6543
メールアドレス	△△△@△△△.jp

② (A-3)補助金交付申請書(様式第1号)

記入例

様式第1号(第3条関係)

(A-3)

補助金交付申請書

提出する日を
記入してください

令和6年11月29日

兵庫県知事様

着色セルのみ
記入してください

住所等は自動転記されます

住所 ○○市○○町4-5-6

団体名 株式会社○○

代表者名 代表取締役 兵庫 太郎

電話 (078) 123-467

電子メール ××××@△△△.jp

保育施設名 (○○保育園)

代表者印は不要です

令和6年度において、ひょうご保育料軽減事業を下記のとおり実施したいので、
補助金 195,000 円を交付願いたく補助金交付要綱第3条の規定により関係書類
を添えて申請します。

記

- 1 事業の内容及び経費区分(別記)
- 2 事業の着手予定年月日 令和 6年 4月 1日
事業の完了予定年月日 令和 7年 3月 31日
- 3 添付書類
(A-4) 令和5年度ひょうご保育料軽減事業補助金所要額一覧表及び明細書
(認可外保育施設である事業所内保育所)

③ (A-3)別記収支予算書

記入例

別 記

(A-3)

収 支 予 算 書

記入不要
(自動転記されます)

1 収入の部

科 目	予 算 額	摘 要
ひょうご保育料軽減事業 補助金	195,000 円	
計	195,000	

2 支出の部

科 目	予 算 額	摘 要
ひょうご保育料軽減事業 助成金	195,000 円	
計	195,000	

(注) 1 収支の計は、それぞれ一致する。

④ (A-4)補助金所要額一覧表(別紙 2-2)

記入例

別紙2-2
令和6年度 ひょうご保育料軽減事業補助金所要額一覧表
(認可外保育施設である事業所内保育施設)

**別紙3-4、3-5、3-6から
自動転記されますので、記入不要です**

区分内訳	対象子ども数	施設名			
		保育料軽減可能額 (年額)	施設の保育料 軽減予定額 (年額)	県補助基準額 (年額) ②か③の いずれか低い額	県補助額 (年額)
	①	②	③	④	⑤
ひょうご保育料軽減		円	円	円	円
(1) 第3子以降	3	195,000	195,000	195,000	195,000
(2) 第2子					
(3) 第1子					
合 計	3				195,000

- (注) 1 ②欄は、別紙1の算定基準及び実施要綱に基づき算出した軽減額を記入してください。
2 ③欄は、施設が施設又は保護者等に対して軽減を実施する金額を記入してください。
3 ⑤欄は、④欄の額を記入してください。

⑤ (A-4)補助金所要額明細書(別紙3-4、3-5、3-6)

記入例

別紙3-4

ひょうご保育料軽減事業補助金所要額(第3子以降)明細書

(認可外保育施設である事業所内保育施設)

着色セルのみ記入してください

保護者申請書をもとに記入してください

軽減対象となる月数を記入ください
例) R5所得制限超え、R6所得制限内で対象
→在園月数7

整理番号	保護者氏名	対象子どもの氏名		年齢	保育料(月額)	保育料軽減可能額(月額)	在園予定月数	保育料軽減可能額(年額)		備考
		氏名	生年月日(西暦)					A×B	D	
1	神戸 太郎	神戸 三郎	2021/5/1	2	14,000	7,000	12	84,000	84,000	E
2	姫路 花子	姫路 みな子	2022/5/31	0	12,000	6,000	12	72,000	72,000	
3	尼崎 大介	尼崎 泰介	2023/6/30	0	8,000	3,000	1	3,000	3,000	9月
4					12,000	6,000	6	36,000	36,000	10月~3月

保育料が異なる月がある子どもは、2行以上に分けて記載してください

様式が3種類ありますので、
第3子以降：別紙3-4
第2子：別紙3-5
第1子：別紙3-6
にそれぞれ記入してください

以下 保育施設担当者記入欄

出生順位	保育料	世帯合計所得割額	利用月	保育料(円)		軽減可能額(円)
				第2子以降 月額	第3子以降 月額以外	
R5	78,000円 均等割額有・無 対象・対象外	対象・対象外	R6.4月 R6.5月 R6.6月 R6.7月 R6.8月	14,000	7,000	7,000
R6	80,250円 均等割額有・無 対象・対象外	対象・対象外	R6.9月 R6.10月 R6.11月 R6.12月 R7.1月 R7.2月 R7.3月			84,000
合計(軽減可能額(年額))						84,000

※施設担当者様は、左の表に記入いただき、それに基づき施設申請書(A-4:別紙3-4~6)を作成してください。

【軽減可能額の計算方法】

- 次の①~③を比較して最も低い額
- ①月額保育料 - 5,000円
 - ②補助基準額
第1子 10,000円
第2子以降 15,000円
 - ③月額保育料×1/2
- ※100円未満の端数は切り捨て
※0円以下になる場合は0円

【注】

- ・11月分までは実績、12月分以降は見込みを記載してください。(申請時に確定していない場合は10月分まで実績)
- ・今年度中に退園予定が無い場合は3月分まで見込みを記入してください。

留意事項 この申請書の表面(保護者記入部分)及び税額等の添付書類についても、必ず内容をご確認ください。

(書類に不備がある方、対象要件を満たしていない方については申請できません。)

・書類に不備があり差し戻しが生じると、全体の事務処理に影響し、貴事業所だけでなく、他の事業所への支払時期が遅れることとなりますので、必ず各施設にてご確認をお願いします。

⑥ (A-5-2)補助金請求書添付書類

記入例

(A-5-2)

着色セルのみ記入してください
振込先の口座のコピーをご提出ください

補助金請求書添付書類

団体名 _____ 株式会社〇〇

施設名 _____ 〇〇保育園

着色セルに、補助金の
振り込みを希望する
口座を記入してください

振 込 先		□□銀行			□□支店	
	フリガナ	カ) 〇〇				
	名前	株式会社〇〇				
	預金種別	普通	口座番号	1 2 3 4 5 6 7		

通帳のコピー貼付（上記口座情報が分かるように）

※別紙でも可

（通帳コピー）

はっきり読めるようコピーしたものを添付してください。
上記の情報が分かれば、他の部分は塗りつぶしていただ
いて構いません。

⑦ (A-5-3)委任状

記入例

(A-5-3)

申請した団体名と、振込先の名義が異なる場合に必要です。
 例1) 団体名:株式会社〇〇 口座名義:××保育園
 例2) 団体名:株式会社〇〇 口座名義:株式会社〇〇 ××保育園
 着色セルのみ記入し、代表者印を捺したものを郵送にて提出ください。

委 任 状

令和6年度ひょうご保育料軽減事業補助金の受領については、

〇〇保育園 園長 明石 一子

に委任します。

つきましては、以下の口座に入金をお願いします。

委任を受ける方（振込口座の名義人）の役職・氏名を記入してください

振 込 先	□□銀行		□□支店	
	フリガナ	〇〇ホイクエン エンチョウ アカシイチコ		
	名前	〇〇保育園 園長 明石 一子		
	預金種別	普通	口座番号	1 2 3 4 5 6 7

口座情報は、(A-5-2)補助金請求書添付書類から自動転記します

日付は空欄としてください

令和 年 月 日

住 所 〇〇市〇〇

この書類のみ代表者印を押し、郵送で提出してください。

団 体 名 株式会社〇〇

代 表 者 名 代表取締役 兵庫 太郎



⑧ (A-6)誓約書

記入例

(第3条関係)

(A-6)

記入不要
(自動転記されます)

誓約書

補助金交付申請にあたり、下記のとおり誓約します。
なお、誓約事項に関し、県が行う一切の措置に異議なく同意します。

記

- 1 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団排除に協力することについて
 - (1) 条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員に該当しないこと。
 - (2) 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に掲げる者に該当しないこと。
 - (3) 間接補助事業を行う場合にあつては、上記(1)又は(2)に該当する者に対して間接補助金を交付しないこと。また、業務の一部を第三者に行わせようとする場合にあつては、上記(1)又は(2)に該当する者をその受託者とししないこと。
 - (4) 知事が、上記(1)又は(2)を確認するため、必要な事項を兵庫県警察本部長に照会すること、及び当該照会に係る回答の内容を他の補助事業における暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用し、又は兵庫県公営企業管理者及び兵庫県病院事業管理者に提供することについて、異議を述べないこと。

- 2 補助金申請時の留意事項について
 - (1) 兵庫県福祉部補助金交付要綱第15条に基づき県が行う一切の措置について、異議を述べないこと。

第15条 知事は、補助事業者又は間接補助事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

 - (1) 法令並びにこの要綱及び当該補助事業に係る要綱、要領その他の規程の規定に違反したとき。
 - (2) 補助金又は間接補助金を補助事業又は間接補助事業以外の用途に使用したとき。
 - (3) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
 - (4) 偽りその他不正な手段により補助金又は間接補助金の交付を受けたとき。
 - (5) 暴力団等であるとき。

2 知事は、前項の取消しを決定した場合には、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により当該補助事業者に通知するものとする。

3 知事は、第1項の取消しを決定した場合には、その旨及びその取消事由、その取消しに係る補助事業者又は間接補助事業者の名称その他知事が必要と認める事項を公表することができる。

4 前項の規定による公表は、その取消事由が悪質かつ重大である場合その他の知事が必要と認める場合に行うものとする。

 - (2) 地方自治法第221条第2項に基づき県が行う一切の措置について、異議を述べないこと。

第221条 2 普通地方公共団体の長は、予算の執行の適正を期するため、工事の請負契約者物品の納入者、補助金、交付金、貸付金等の交付若しくは貸付けを受けた者（補助金、交付金、貸付金等の終局の受領者を含む。）又は調査、試験、研究等の委託を受けた者に対して、その状況を調査し、又は報告を徴することができる。

令和6年11月29日

兵庫県知事様

住所 ○○市○○町4-5-6

団体名 株式会社○○

代表者名 代表取締役 兵庫 太郎

電話 (078) 123-4567

電子メール ××××@△△△.jp

⑨ 債権者登録書

過去2年以内に県からの支払を受けた口座以外で補助金の受取を希望される場合に提出が必要です。

記入例

この登録書は、兵庫県の機関の1箇所に提出してください。

債権者登録書

改正日：令和3年1月1日

<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更	※1 変更の場合は該当箇所にチェックをしてください。 <input type="checkbox"/> 住所の変更 <input type="checkbox"/> 氏名・法人名 <input type="checkbox"/> 振込先の変更 <input type="checkbox"/> その他 () ※2 変更の場合でも、変更しない項目も含めて以下の欄は全て記載してください。		
(フリガナ)	〇〇シ〇〇チョウ		
住所 (所在地)	〇〇市〇〇町4-5-6		
(フリガナ)	カブシキガイシャ〇〇		
屋号・氏名又は法人名	株式会社〇〇		
郵便番号	123-4567	電話番号 (代表)	(078) 123-4567
経理担当者氏名	但馬 二郎	(連絡先電話番号)	(078) 987-6543
記入者氏名	阪神 一郎	(連絡先電話番号)	(078) 987-6543
		(電子メールアドレス)	△△△@△△△.jp
支払方法 [該当を○で囲む]	<input checked="" type="radio"/> 2 口座振替払(口座振込) <input type="radio"/> 3 隔地払(送金)		
(フリガナ)	〇〇		
金融機関名 (払渡店)	<input type="checkbox"/> 銀行	<input type="checkbox"/> 支店	
預金種別 [該当を○で囲む]	<input checked="" type="radio"/> 1 普通・総合 <input type="radio"/> 2 当座 <input type="radio"/> 4 貯蓄 <input type="radio"/> 9 その他 ()		
金融機関・支店番号	2345・678	口座番号	1234567
(フリガナ)	カ) 〇〇		
口座名義人	株式会社〇〇		
公共工事等の前金払を受ける場合は下記に専用口座を記入			
(フリガナ)	銀行 (金庫) 支店		
別口普通預金口座	記入不要		
金融機関・支店番号	・	口座番号	(普通)
(フリガナ)	カ) 〇〇		
口座名義人	株式会社〇〇		
上記のとおり兵庫県財務会計システムに登録 令和6年11月29日 兵庫県あて 住所 (所在地) 〇〇市〇〇町4-5-6 氏名又は法人名等 株式会社〇〇 代表者の職氏名 代表取締役 兵庫 太郎			
※1 登録する債権者の本人確認書類の写しを添付してください。詳細は下記注意事項6を参照。 ※2 本人確認書類の写しとは、概ね以下のとおりです (いずれか一つ)。 【登録者が法人等の場合】・登記事項証明書 ・印鑑登録証明書 等 【登録者が個人の場合】・マイナンバーカード ・運転免許証 ・パスポート ・各種健康保険証			

基本情報シートから転記していますので、フリガナ等を記載ください。

記入者と経理担当者が同じ場合は経理担当者欄の記載は不要です。

記入不要

本人確認書類の写しを添付しない場合のみ、代表者の印を押した上で原本を郵送してください

6 申請書提出チェック表

※提出前の確認にお使ください。県へ提出いただく必要はありません。

チェック	内容
保護者申請書・添付書類	
	子どもの年齢、出生順位、入園日・退園日に誤りはないか
	市民税または町民税の所得割額、税額控除額の算出方法は正しいか
	申請者は要件を満たしているか
	裏面の保育施設担当者記入欄はすべて記載されているか
	保育料軽減可能額の 100 円未満の端数は切り捨てているか
	添付書類に漏れはないか (住民票 or 保険証、市民税(町民税)所得割額確認書類(R5・R6)等)
	市民税(町民税)所得割額確認書類のコピーは氏名等も含まれているか
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者の記載に誤りがあり、施設担当者が修正した場合 ・ 施設担当者が確認した結果、補助対象外となる期間があった場合 などに修正箇所を申請者(保護者)に伝えたか
補助金交付申請書(保育施設作成書類)	
	今年度の様式を使用しているか(R5 以前の様式は使用できません)
	必要事項をすべて入力したか
	※委任状を提出する場合 代表者印を押したものを別途郵送しているか
兵庫県電子申請共同運営システム(e-ひょうご)入力画面	
	必要項目をすべて入力しているか
	「担当者 メールアドレス」に誤りは無いか ※アドレスに誤りがあると、通知メール等が届きません。
	補助金交付申請書は、エクセル様式を添付しているか(PDF 等不可)
	保護者申請書は、両面(表・裏)とも添付しているか 添付書類の文字は読み取れるか

7 よくある質問

No.	Q	A
1	保護者への保育料軽減はどのようにすればよいのですか。	①月々の保育料から軽減分を減額 ②年度末にまとめて還付 のどちらかの方法で行ってください。
2	補助金はいつ支払われますか。	翌年4月に実績報告を県へ提出いただいた後、補助金額を確定し、5月に指定の口座へ振り込みます。
3	提出期限(11月末)後に入園予定の方がいます。申請はどうすればいいですか。	11月末までの在園者の申請をとりまとめて、提出期限までに申請書を提出してください。 その後、途中入園者が入園した後に対象者が確認いただき、対象となる場合は、県に連絡した上で、追加書類や、交付申請書の差し替えをご提出ください。
4	県への提出期限(11月末)後に保護者から申請書が提出されました。	申し訳ありませんが、12月以降の途中入園者以外は、期限後の受付はできません。
5	市(町)にも同様の補助制度があるようです。両方に申請できますか。	申請できます。なお、二重給付にならないよう県と市町で調整します。
6	昨年度の方も申請できますか。	申し訳ありませんが、今年度の対象期間(R6.4～R7.3)外の利用分は申請できません。

8 問い合わせ先

兵庫県福祉部こども政策課 こども企画班

<受付時間>平日9:00～12:00、13:00～17:00

電話 078-341-7711(代表) 内線2870

お問い合わせフォームからも受け付けています

(<https://forms.office.com/r/lwKVX3MC7r>)



お問い合わせ
フォーム



保護者向け
よくある質問

9 申請書等ダウンロード

ひょうご保育料軽減事業(認可外の事業所内保育所、企業主導型保育事業)

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf11/hw10_000000071.html

※各種ポータルサイトから「ひょうご保育料軽減事業」で検索すると該当ページが表示されます。